

平成30年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成30年12月11日）

（午前9時55分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成30年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から12月13日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案9件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成30年第3回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第9号議案第39号平成29年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第40号平成29年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、以上、平成30年9月4日決算審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○決算審査特別委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

報告第9号議案第39号平成29年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第40号平成29年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

次ページをお開き願います。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第39号平成29年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第40号平成29年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

（平成30年9月4日付託）。

2、審査の経過。

11月13日、14日、15日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号及び議案第40号について一括採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、一括採決することに決しました。

これより、議案第39号及び議案第40号について一括採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、いずれも認定すべきものであります。

本件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号及び議案第40号の2件は、いずれも決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

議 案 第 4 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 議案第43号歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

議案第43号歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の施行に伴い、市議会議員選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のために使用するビラを頒布することができるものとされたことから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担の規定でございます。

市議会議員選挙における選挙運動用ビラ作成の公費負担を追加するに当たり、市長選挙の候補者に限るとしている条文を削除するとともに、関係する引用箇所の整備を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

この条例は、法律の施行日に合わせて平成31年3月1日から施行し、施行日以降に告示される選挙から適用するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） このビラの関係なのですが、サイズと内容の制限等があるのかどうか。改めて、こういうビラについての、ある面ではこういう文言はだめだよとか、そういう制限等がありましたら示してください。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） いろいろございまして、詳しい部分はまた、ある時期に御説明はいたしますが、規格といたしましては、A4サイズ、A4判以内ですとか、1枚刷り程度のもの、両面は可能でございます。色刷りや紙質については特に制限はございません。ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名、住所等の記載が必要でございます。市の選挙管理委員会に届け出をいただきまして、選管が交付する証紙をビラに貼付するという。頒布の方法といたしましては、新聞折り込み、候補者の選挙事務所、個人演説会の会場内、街頭演説の場所等でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第45号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第45号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります平成30年人事院勧告の概要について、資料に基づき御説明いたしますので、定例会資料4ページをお開き願います。

人事院勧告の概要として関係部分を抜粋しております。上段をごらん願います。

給与勧告のポイントであります。給与改定の内容と考え方といたしまして、月例給、（1）俸給表につきましては、民間給与との格差655円、0.16%を埋めるため、民間との差がある初任給の引き上げ、また、若年層等についても改定を行い、平均0.2%の俸給表の水準を引き上げることとなっております。

次に、手当でございますが、期末・勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう、4.4カ月分から4.45カ月分に引き上げることとなっております。引き上げとなった0.0

5カ月分について、30年度は12月期の勤勉手当に配分され、31年度以降においては6月期及び12月期の期末・勤勉手当が均等になるよう配分されることとなっております。

最後に、宿日直手当でございますが、宿日直勤務対象職員の給与状況を踏まえた改定が行われております。

それでは、議案に戻りまして、歌志内市職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ、給料月額、期末手当及び勤勉手当等の改定を行うとともに、課長及び課長相当職の管理職手当並びに行政職の職務の級を分類している等級別基準職務表の見直しのため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページをごらん願います。

第28条は、宿日直手当の規定でございます。

勤務1回に係る支給額の限度について、国の改定に準じ引き上げるものでございます。

第34条の2は、勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。

平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を、一般職、再任用職員とも0.05カ月分引き上げるほか、読みかえ規定における基準日の定義が及ぶ範囲をより限定するため、国と同様、条文を整備するものでございます。

別表第1から別表第4までは、平成30年人事院勧告に伴う国の俸給表の改定に準じ、本市給料表を改正するものでございます。

第2条、歌志内市職員給与条例の一部を次のように改正する。

資料の22ページをお開き願います。

第30条は、管理職手当の規定でございます。

近隣市町における役職間の差及び支給割合などを踏まえ、課長及び課長相当職の支給割合について見直すものでございます。

第33条は期末手当、第34条の2は勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。

一般職、再任用職員とも、平成31年度以降、6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給割合が均等になるよう、それぞれ条文を整備するものでございます。

別表第5、第1号は、行政職給料表等級基準職務表でございます。

消防職員における職務の給与の分類について階級を使用しておりましたが、一般職と同様に職名に統一するための整備を行うほか、職務の困難性及び責任の度合いから、消防次長及び消防署長を5級から6級に分類変更するなど、所要の整備を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、本条例の第1条を公布の日から、第2条を平成31年4月1日からの施行を定めるものでございます。

第2項は、第1条に規定した宿日直手当及び給料表の改正は平成30年4月1日から適用し、勤勉手当の改正は同年12月1日からの適用を定めるものでございます。

第3項は、平成30年4月から支給済みの改正前の条例の規定による給与について、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第44号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第44号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

（歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合にあっては100分の212.5、12月に支給する場合にあっては100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第7項、平成30年12月に支給する期末手当に限り、第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の232.5を乗じて得た額とする。

これは、期末手当の支給月数を0.05カ月分引き上げ4.45カ月分とし、平成31年度以降において、6月期及び12月期の手当が均等になるよう支給月数を整備するとともに、平成30年12月の期末手当に限り0.05カ月分の引き上げを行うこととする規定を定めるもの

でございます。

第2条は、特別職の職員の期末手当に関する規定を、第1条で御説明いたしました議員の期末手当と同様に改正するものでございますので、説明は省略させていただきます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項につきましては、この条例改正を平成30年12月1日から適用することを定めるものでございます。

第2項は、改正前の条例の規定により支給の期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第46号歌志内市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第46号歌志内市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、災害及び救急等に従事する消防職員の業務の特殊性並びに近隣市町における手当の支給状況を考慮して、特殊勤務手当の支給の対象となる業務を追加するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員特殊勤務手当支給条例（昭和34年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の25ページをごらん願います。

第2条は、手当の種類の規定でございます。

特殊勤務手当として、災害出動手当、救急出場手当及び災害緊急援助等業務手当の3種類の

手当を追加するものでございます。

第5条から第7条は、第2条において新たに規定した手当の支給要件及び手当額についてそれぞれ規定するもので、第5条の災害出動手当は、火災、その他の災害のため消火活動等の業務に従事した消防職員に出動1回につき450円。第6条の救急出場手当は、救急患者を医療機関まで搬送するなどの救急業務に従事した消防職員に出場1回につき500円。第7条の災害緊急援助等業務手当は、国または本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため派遣され、その業務に従事した消防職員に1日につき840円とするものでございます。

第8条及び第9条につきましては、第5条から第7条の追加に伴い、条を繰り下げるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議案第47号から議案第51号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第47号より日程第13 議案第51号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第47号から議案第50号までの補正予算につきまして、私から、一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議案第51号の補正予算は、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第47号平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,076万9,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,392万2,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第48号に参ります。

議案第48号平成30年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,842万5,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第49号に参ります。

議案第49号平成30年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,543万3,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第50号に参ります。

議案第50号平成30年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,597万3,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第47号から議案第50号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げました。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく御願いたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費3節職員手当等11万3,000円の増額補正は、議員期末手当の支給割合引き上げに伴う特別職手当の増で、改正内容につきましては、先ほど議案説明のありましたとおりであります。

2款総務費1項総務管理費3目広報広聴費13節委託料43万2,000円の増額補正は、市ホームページのスマートフォン対応に伴うホームページ制作管理委託料であります。

10目代替輸送関連事業費22節補償補填及び賠償金997万4,000円の増額補正は、平成30年度代替輸送バス運行経費の確定に伴う増であります。

12目定住促進費19節負担金補助及び交付金27万5,000円の増額補正は、住宅建設等奨励金申請件数の増に伴う補助金の増であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目障害者福祉費 2 0 節扶助費 4 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、重度身体障がい者世帯に対する福祉灯油助成事業で、8 世帯分の助成額であります。

福祉灯油助成事業は、高齢者等に暖房用灯油代の一部を助成し、在宅福祉の向上を図ろうとするもので、助成対象世帯は、平成 3 1 年 1 月 1 日現在の当市の住民基本台帳に記録されている市民税非課税世帯で、高齢者世帯、重度身体障がい者世帯、母子・父子世帯が対象で、助成額は 1 世帯当たり 6, 0 0 0 円であります。

4 目国民年金費 1 3 節委託料 4 7 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、国民年金制度改正及び年金生活者支援給付金支給事務に係るシステム改修委託料で、歳入の国庫支出金において同額を財源措置しております。

5 目医療福祉費 2 8 節繰出金 1 3 0 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

2 項老人福祉費、7 ページに参りまして、1 目老人福祉事業費 2 0 節扶助費 2 6 1 万円の増額補正は、福祉灯油助成事業で高齢者 4 3 5 世帯の助成額であります。

4 項 1 目とも母子福祉費 2 0 節扶助費 9 万円の増額補正は、福祉灯油助成事業で母子・父子 1 5 世帯分の助成額であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 2 0 節扶助費 4 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、精神障害回復者通所対象施設の拡大及び利用回数の増に伴う助成額の増であります。

2 目予防費 1 節報酬 4, 0 0 0 円の増額補正は、予防接種健康被害調査委員会の開催に伴う 2 回分の委員報酬であります。

7 款 1 項とも商工費 1 目商工業振興費 1 9 節負担金補助及び交付金 8 2 0 万円の増額補正は、燃料費の高騰等による消費経済支援として商工会議所が実施するプレミアム付商品券発行事業に助成するもので、プレミアム率は 3 0 % で、1 万 3, 0 0 0 円の商品券を 1 万円で 2, 5 0 0 セット販売予定であります。

8 款土木費 4 項都市計画費 2 目下水道費 2 8 節繰出金 2 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、市営公共下水道特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

5 項住宅費 1 目住宅管理費 1 5 節工事請負費 3 8 0 万円の増額補正は、災害及び経年劣化等による修繕箇所の増加に伴う一般修繕の増であります。

9 款 1 項とも消防費 2 目非常備消防費 1 8 節備品購入費 1 0 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、消防団員の新規入団による被服の増で、防火衣 3 着、制服 1 着及び安全靴 4 足分の購入費であります。

1 0 款教育費 3 項中学校費、9 ページに参りまして、1 目学校管理費 1 3 節委託料 2 4 8 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、義務教育学校設置に係る歌志内中学校改修工事基本設計委託料であります。

1 4 款 1 項とも職員費 1 目職員給与費 3 節職員手当等 2 4 9 万 2, 0 0 0 円の増額補正は、特別職期末手当の支給割合引き上げに伴う特別職手当の増と、人事院勧告に伴う給料表改定、勤勉手当の支給割合及び宿日直手当の引き上げによる一般職手当の増で、改正内容は先ほど議案説明のあったとおりでございます。

次に、1 5 款 1 項 1 目とも予備費 1 7 1 万円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、1 1 ページから 2 0 ページは給与費明細書でございますので、御参照願います。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

13款国庫支出金3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金47万6,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました国民年金システム改修に係る委託金であります。

17款1項とも繰入金3目1節とも過疎地域自立促進特別事業基金繰入金1,029万3,000円の増額補正は、代替輸送及びプレミアム付商品券発行事業に対する繰入金であります。

なお、この繰り入れにより代替輸送分の過疎地域自立促進特別事業基金は全額取り崩すこととなりますので、同基金の代替輸送分の積立額はゼロとなります。

18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金2,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わりました。次に、市営公共下水道特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、下水道の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費2節給料5,000円と3節職員手当等2万円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表改定等による一般職給及び一般職手当の増額補正であります。

なお、7ページから12ページは、給与費明細書でございますので、御参照願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

4款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金2万5,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、市営公共下水道特別会計補正予算の説明を終わりました。次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料24万3,000円と3節職員手当等19万円の増額補正は、昇格及び人事院勧告に伴う給料表改定等による一般職給及び一般職手当の増額補正であります。

なお、7ページから12ページは給与費明細書でございますので、御参照願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金43万3,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わりました。次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料47万6,000円と3節職員手当等19万6,000円、4節共済費20万1,000円の増額補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う給料表改定等による一般職給、一般職手当及び一般職共済費の増額補正であります。

なお、7ページから12ページは給与費明細書でございますので、御参照願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

3款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金87万3,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で議案第47号から議案第50号までの各会計補正予算の事項別明細書につきまして説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 議案第51号平成30年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げ、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、給食業務委託。期間、平成31年度より、至る平成33年度。限度額、9,778万1,000円。

これは市立病院の給食業務について、昨年より調理員の人員確保に困難が生じており、慢性的な人員不足となっております。さらに今年度になり、9月に1名、10月に1名の臨時の調理員が退職したことにより、残った調理員4名で勤務時間をふやし対応しておりますが、業務体制が悪化しております。12月になり1名の短時間の臨時調理員の応募があり採用したものの、これ以上退職者が出た場合、食事の提供ができなくなる可能性もあり、そのような状態になる前に患者さんに安定して食事を提供する体制づくりが必要であると判断し、現在、多くの病院で導入している給食業務の委託が妥当との判断に至りました。

つきましては、平成31年4月から業務委託を予定しており、本年度中に業者選定や契約事務などの準備を進める必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、次ページは、債務負担行為に関する調書となっております、記載のとおりでございます。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第47号平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 3件ほどちょっと聞きたいと思います。

まず1件目は、広報広聴費なのですけれども、スマホに対応するという話で先ほど説明を伺いました。今までスマホで普通にホームページを閲覧しても、何ら問題なくパソコンの画面と同じ画面で見られたのですけれども、これをやることによってどういうふうになるのか。それをちょっと聞きたいと思います。

二つ目は、福祉灯油の件です。福祉灯油、今回の補正に至った経緯、そういったものをお聞きしたいと思います。

三つ目は、学校管理費なのですけれども、先ほどの説明で、義務教育学校のこととということで補正予算を立てられたということなのですけれども、今まで委員会の中で、いろいろな形で義務教育学校とかの話はされてきていて、本格的にこういった形で補正の中で小中学校が一緒になるような形の予算が出てきたのかなと思っているのですけれども、今後、この小中学校、義務教育学校に向けて、本格的にこの補正予算で話が進んでいくよという形で捉えていいのか、伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、スマートフォンの関係について御答弁いたします。

まず、スマートフォンの関係でございますが、総務省の調査では、平成29年度に、個人がインターネットを利用する機器につきましてはスマートフォンがパソコンを上回ったという報道がございました。本市のホームページのアクセス数もふえていることが想定されます。

現在、市のホームページのページレイアウトはスマートフォン対応となっていないく、パソコンで表示される画面がそのまま表示されるような形になっております。このため、スマートフォンからの閲覧は利用しづらくなって離脱されやすい、諦めてしまうという部分が考えられますので、専用のレイアウトを設けまして、利便性の向上と情報発信、PR等の強化を図るものでございます。

あと時期につきましては、31年度ということも考えていたのですが、改修に2カ月ぐらいかかることから、各種手続の制度や確認などでホームページを閲覧する機会がふえます3月末から4月初め、これに間に合うように前倒しして実施したいということでございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 福祉灯油の関係でございますけれども、冬期におけます、大体12月1日を基準の部分で、前年と比べまして灯油価格が100円を超えた場合、これにつきまして、これまでも福祉灯油という形の中で支給をしていたという状況がございます。今回につきましてもこれに倣い、この時期、非常に燃料価格の高騰がありましたので、支給を決定したところでございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） このたびの義務教育学校に向けての基本設計の委託業務につきましては、これまでも委員会の中で義務教育学校に向けての取り組みというのを御説明させていただいております。このたびの基本設計によりまして、今後、義務教育化にするために学校改修するに当たって、どの程度の費用、またはどの程度の内容で改修するかというものを正式に設計しながら、今後に向けての対応ということで考えております。

なお、今後、改修をするに当たりましては、国庫補助の活用なども考えております。そのためには、今年度中にある程度の改修内容を確定しながら、新年度に向けて国庫補助の頭出し等も考えております。それに向けては、今が基本設計をしながら対応していくタイミングであるということで考えておりますので、このたび補正予算を計上したものでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 広報の件なのですけれども、パソコンとスマホとかタブレットとかのアクセスした割合というのですか、そういうのもコンピューター上にちゃんと出てくるのかどうなのか、ちょっとわからないのですけれども、それがどういうふうになっているのか、ちょっと聞きたいと思います。

福祉灯油なのですけれども、100円超えたらということでお話をされました。今、高騰したりだとか、かなり生活に大きな打撃を与えているということで、今回の補正予算はかなり大変うれしいものだと思っております。

その中で、やっぱり今後、この福祉灯油を制度化していったほうが、冬期間の住民に対しての福祉対策にもかなりつながるのではないかなと思っております。その辺の見解をちょっとお聞きしたいと思っております。

あと学校管理費の件なのですけれども、今回の補正予算の中で、校内の形をどういうふうにするか、図面化というのですかね、形を変えていくのかということでも多分補正を考えられていると

思うのですけれども、校内、グラウンドだとか、そういったところも多分いろいろ変わってくるのかなと思うのですけれども、そういったところも全部ひっくるめて委託に依頼するという形で考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） スマホ対応の関係でございますが、ホームページにアクセスする総体の件数というのはわかるのですけれども、パソコンからなのか、スマホからなのかということにつきましては、それについてはわからないことになっております。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 福祉灯油につきましては、これまでも灯油価格の変動状況を見て実施していたところでございまして、先ほどの御答弁のとおり、本市の場合については、100円という価格のところをある程度のボーダーラインという状況で実施の基準としていただいております。

そのほかの福祉施策事業等もありますので、これにつきましては、これまでと同様の形の中で行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 平成33年度を目途に小学校と中学校を一つにした義務教育学校ということで、小学校1年生から中学校3年生までが利用できる施設環境を整備するために必要な改修ということで計画しております。

現在検討している主な改修内容としましては、小学校でも使いやすい環境にするために、水飲み場の改修、または普通教室や特別教室の改修、または各階のトイレの改修、そして職員室の拡張、またはバリアフリー化というものを図りたいと考えておりますので、例えばエレベーターの設置なども検討しております。これらの設計を委託しながら、設置に向けて検討を進めることとしております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 福祉灯油の件です。

今、いろいろな形で福祉灯油の制度化をしている市だとかいろいろあります。大きい市で言えば、石狩市だとか千歳市だとかもこの福祉灯油を制度化して毎年やっているところがあります。どういう形にして毎年やるのかということも多分かなり大きな議論になると思うのですけれども、100円というボーダーラインを決めずに、80円でも冬になったらやっぱり灯油はたくし大変なので、その辺、少し柔軟にお話を庁舎内のほうでしていただいで、これから3月、予算に向けてお話をしていただきたいなという思いなのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） おっしゃるとおりでして、今回の問題にしても、従前、道の補助等々を配慮しながら実施していたのですけれども、今回については、それは別として、既に冬期間に入っているということもあって、庁内議論が起きまして、そういう意味で、市単独でこの福祉灯油を実行するという形で今回補正を行ったということでございまして、その辺、制度として両方で歌志内はやっているものですから、都度ということになりますけれども、御質問のとおり、臨機応変に対応してまいりたいと、そういう考えは、私ども多くの職員とともに協議しておりますので、今後ともそういう路線で進めていきたいなと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 8ページのプレミアム付商品券発行事業、こちらについて伺いたい

のですが、まず、このたびの発行事業については、いつごろから商工会議所とこのようなことをしようというふうに協議をされたのか、伺います。

あともう1点。現在まで過去に何度も、ことしももう既に1回、プレミアム付商品券の発行事業をされたのですが、その都度、不備とか、そういった問題も含めていろいろあったかなと思うのですが、今回について、その諸課題については是正されているのか、伺います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） まず、1点目のこのプレミアム商品券の事業について、商工会議所といつから協議を始められたのかということでございますけれども、11月に入りまして、やはり灯油価格の高騰等もありまして、事業者さんのほうもかなりそういった部分で問題視されている部分がありました。それで商工会議所のほうと具体的にいつから、何日からということではありませんけれども、11月14日に第1回目の実行委員会を行いまして、28日に2回目という形で商工会議所さんのほうで実行委員会が開かれまして、私どもも参加させていただいたところであります。

それで、その中で、ことし7月から1回目をやっておりますけれども、今回、課題として出てきたのが、これまでの部分につきましては、1人3セットまでという部分で、それが、一回買った方がまた改めて行列の後ろのほうにつきまして購入されているということで、不公平感があるというような形で、商工会議所のほうとしても把握されておりまして、そういった部分を今回販売する分に当たりましては改善する必要があるということが話として出ておりました。

それとあともう1点が、今回9回目になるわけですがけれども、初めて降雪期ということで、寒さ対策が必要になるのではないかと。そういったことで、具体的に言いますと、その対策といたしましては、これまで8時30分に会場であるコミセンを開いて、9時から販売という形だったものを、1時間会場の販売を繰り上げまして、8時に会場を開きまして販売を開始すると。そういった形で、できるだけお待ちいただく時間を減らすというような形で改善するといったことが、今回2度にわたる実行委員会の中で議題として話をされたところでございます。

○議長（川野敏夫君） ここで、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） いろいろ商工会議所、委員会と協議をされた中で、12月16日、こちら販売するという決定をされたと思うのですが、このときに対面販売、これだけではなくて往復はがきを使った販売だとか、このたびの販売は冬期間になりますので、やはり気軽に行けない時期にということになるので、そういった協議はされたのかどうか、伺います。

あと、先ほど寒さ対策として、8時からということでも伺いました。かなり早目に並ばれる方も、前回、夏、7月のときはいたのですね。それで、もし8時前に何人か並んでいたとして、かなり早朝は寒いと思うので、そういった場合はコミセンに入れるのかとか、そういった協議もされたのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 販売の方法といたしまして、確かに往復はがきの部分につきましては、これまでの実行委員会の中でも議論された部分はありますけれども、今回の販売につきましては、準備期間の関係もございまして、今回は従来の流れの中で、対面での販売という形になったところでございます。

2点目の、朝、早い時間から並ばれる方、確かにこれまでもずっと早い時間に並ばれる方がおりました。そういった方の対応についてもいろいろと話をしたところではあります。ただ、会場の開館時間等の関係もありまして、朝、例えば6時だとか、そのぐらいから並ばれる方について、そこまでも対応というのがどうなのかということで、必要性については議論としてはなりましたが、今回の販売につきましては、販売時間を1時間早めるという形での対応というふうになったところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第48号平成30年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第49号平成30年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第50号平成30年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第51号平成30年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 債務負担行為で給食業務委託がされるということでございます。3年間という期間なのでございますが、少し具体的にお話を聞かせていただきたいと思っております。

まず、60床、ベッドがあるわけですが、何名の方々に対する給食なのか、そのことにつきまして答弁いただければと思っております。

次に、今現在、仕事をされておられる方もいると。と同時に、違う業者のほうにお願いするということになるかと思っておりますが、今まで仕事をされていた方々、その方々は今後どうなるのか、そのことにつきましてお伺いいたします。

あと作業をする場所、これは、今までは歌志内市の市立病院の中で作業されて、すぐ給食という形になっていたわけなのでしょうけれども、今後それがどのような形ということ、ある意味、これから決定ということですので、それを歌志内としてはどのような形でやっていきたいということをお考えいただけるのか、答弁をいただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） まず1点目の患者さんに何食ぐらい提供するのかということですが、平均すると1日20名前後の方に食事を提供するというような形になるかと思っております。

それから2点目の、現在働いている方がどうなるのかということでもありますけれども、調理員につきましては、調理業務が3月末で廃止となりますので、市立病院としては、4月以降は雇用契約は結びませんが、ただ、本人たちが委託会社のほうへ移籍を希望すれば、雇用についてそちらの会社のほうにお願いはしていきたいと考えております。

それと作業場所ということでもありますけれども、これは今の病院の調理室で調理作業をするというような形になります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 大体20名ぐらいの方々に毎回給食ということで配置されるということがわかりました。

それと本人たちが望むというのであれば、これも本当にありがたいことですし、そうあるべきだと考えます。

また、作業も院内の中ということですので、温かいままの状態で食べていただけるのかなという思いでございます。

現在、何名かの方々がおられて、4月からこの債務負担行為で委託業務を行うということなのですけれども、それまでの間、1月、2月、3月とまだあるわけでございますが、それまでの間は大丈夫なのだとということで聞いてよろしいのか、そのことに対する答弁をお願いします。

あと作業している方々をお願いして使っていただけるような状況づくりという答弁をいただきましたが、それと同時に、今まで歌志内市の業者からそういったものの食材の購入というのがちょっと少なかったのかな、あるいは、ややもするとなかったのかなというふうなことを聞いております。そのことに関しても、従業員と同じように歌志内市の業者を利用していただくような、そんな状況づくりという考えを答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 1月から3月まで給食業務は大丈夫なのかということでありますけれども、先ほども言いましたけれども、12月に1名、短時間のパートの方の募集があつて採用したということで、今のところ5名体制で3月まではやっていきますので、その辺は大丈夫かと思うのですけれども、ただ、やっぱり急に病気ですとか退職するということになるとかなり厳しい部分も出てくると思いますけれども、その辺は管理栄養士などが調理のほうの手伝いをしながら対応していくというような形になっていくかと思えます。

それと食材の購入ということでもありますけれども、委託会社につきましてはこれから選定していくということになりますので、業者によって対応が違ってくるとは思いますけれども、通常、いろいろな会社から聞いている中では、やはり食材については自前のほうで調達するというようなことが多いようです。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時16分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 女 鹿 聡